平成２５年（フ）第１３５０４号
東京都大田区南六郷２丁目６―10―103
債務者　吉原　　修
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５１３号
神奈川県横浜市南区睦町１丁目27―305
債務者　杉本　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４３号
埼玉県川越市石原町１丁目20―１―A
債務者　宇野　修一
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４４号
東京都台東区千束１丁目７―２―204
債務者　伊藤　　将
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５４８号
東京都江戸川区春江町５丁目31―６　サクラコーポＥ202
債務者　鳴瀬　輝樹
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５０号
東京都目黒区目黒本町１丁目11―17―７
債務者　鈴木　保男
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５１号
東京都練馬区石神井町８丁目１―８―301
債務者　伊原　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５２号
東京都豊島区東池袋１丁目43―10―304
債務者　永山　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５３号
東京都調布市東つつじケ丘３丁目13―10　第２コーポ東11号
債務者　関向　幸雄
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５５号
東京都練馬区旭町２丁目24―28―205
債務者　山口　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５６号
東京都大田区久が原４丁目19―13
債務者　藤森　　厳
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５５７号
東京都大田区西蒲田２丁目４―９―102
債務者　篠田　信義
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６０号
東京都豊島区西巣鴨２丁目28―21―201
債務者　小林　信之
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６１号
東京都立川市富士見町４丁目17―14　第２グランドール．オギノ102
債務者　石田　芳子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６３号
東京都国立市西２丁目14―15―Ｉ―102
債務者　志田　和征
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部